

智頭町
森林組合だより

令和5年1月 No.32

1. 地区座談会開催のご案内・・・・・・・・・・・・・・ (1)
2. 新年のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・ (2)
3. 理事会報告・・・・・・・・・・・・・・ (2)
4. 役員視察研修・・・・・・・・・・・・・・ (3)
5. 森林整備事業の状況・・・・・・・・・・・・・・ (4)
6. 加工センターの状況・・・・・・・・・・・・・・ (5)
7. 智頭町との意見交換会・・・・・・・・・・・・・・ (6)
8. ふるさと納税の宣伝・・・・・・・・・・・・・・ (6)
9. 林業体験 ワクワクちづ インターシップ・・・・・・・・ (7)
10. こども観光大使視察見学会・・・・・・・・・・・・ (7)
11. 総代・役員改選のご案内・・・・・・・・・・・・ (8)
12. 組合員の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・ (8)

☎689-1402 智頭町森林組合
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1918 番地
TEL(0858)75-0075(代) FAX(0858)75-1192
木材加工センター
TEL(0858)75-0104 FAX(0858)75-1446



SGEC
JAFTA-058
JAFTA-W144

認証材を使おう
環境に配慮した森づくり



智頭町森林組合 (0858) 75-0075
製材品は木材加工センター

地区座談会開催のご案内

近年開催しておりませんでした、地区座談会を次の日程で開催します。
当日は、森林組合の業務状況、新年度の取組、県・町の林業施策等の説明及び意見交換をさせていただきます。お誘い合わせの上、多くの組合員の皆様のご参加をお待ちしております。



令和元年度地区座談会の様子（智頭地区）

（ご参加の方には粗品を準備致しております。）

地区	日 時	場 所
山郷	令和5年2月7日（火） 9:30～	山郷地区振興協議会（旧山郷小学校） 若杉ホール
山形	令和5年2月7日（火） 13:30～	山形第一地区公民館 1階会議室
富沢	令和5年2月8日（水） 13:30～	富沢コミュニティセンター 会議室
土師	令和5年2月9日（木） 9:30～	土師地区公民館（旧土師小学校） 2階集会室
那岐	令和5年2月9日（木） 13:30～	那岐公民館（旧那岐小学校） 多目的ホール
智頭	令和5年2月10日（金） 13:30～	智頭町保健・医療・福祉総合センター ほのぼの「ひだまりホール」

※毎年開催案内を別途お配りしておりましたが、今回はこの通知のみでのご案内にさせていただきます。
なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により日程変更、開催中止させていただく場合がございます。
変更・中止の場合は通知を送らせていただきます。

新年のごあいさつ

新年、明けましておめでとうございます。
組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、昨年中は格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

近年、地球温暖化の影響に伴う気候変動により降雨量が増加し、甚大な被害が発生しています。

智頭町においても山地災害・林道災害が多発しており、組合単独での復旧対応が難しいことから、町行政へご協力をお願いしているところです。

現在、長期的な計画に基づく森林整備を進めていますが、里山奥地での事業箇所が多くなってきたことやコロナ感染者の発生による影響で、作業計画に遅れが出てきている状況です。

さらに、昨年のウッドショックも、つかの間で原木価格も下がりつつ12月の市場単価は、杉中目 16,000 円/m³~17,000 円/m³・杉柱取り 13,000 円/m³~16,000 円/m³・桧土台取り 20,000 円/m³~21,000 円/m³・杉合板 9,000 円/m³・桧合板 18,000 円/m³で、特に桧合板材が需要不足となっています。

加工センターでは、使用機械や資材、さらに米松や集成材等の価格が高騰している一方で、途切れる事もなく県内外から注文が入って来ているところです。

引き続き、組合員様のご利用もお待ちしておりますので、宜しくお願い致します。

地籍課においては、大屋地区、中原地区、大呂地区の調査業務の工程を行っています。

そして、現在、森林経営管理制度に基づく意向調査業務や地籍調査業務のうえで、後継者不足や不在村による山を手放したい(山離れ)意向の森林所有者様のご相談が増えてきています。

このことから智頭町の山を守る義務がある組合にとって、どのような対策が図れるか町行政担当機関との協議を行っているところです。

このように、取り巻く情勢も著しく変化している状況であります。組合事業を円滑に進めていきたいと思っておりますので、お気付きの点がございましたら気兼ねなくご相談ください。

末筆ながら組合員様のご健康とご多幸を役職員一同お祈りし新年のご挨拶と致します。

代表理事組合長 大谷 豪太郎

理事会報告

令和4年度第2回理事会 7/13

1. 6月末残高試算表について
2. 職員給与規程の一部改定について
3. ドローン解析ソフトと専用パソコンの購入について
4. 大型プリンターと大型スキャナーの機器更新について
5. 役員研修について
6. 夏季手当の支給について
7. 役員賠償責任保険の加入について
8. 定款の一部改正に伴う語句の修正について

令和4年度第3回理事会 10/21

1. 令和4年度上半期の仮決算について
2. 令和4年度下半期の計画について
3. 加工センター従業員の採用について
4. 常例検査指摘事項の改善状況報告について
5. 就業規則の改正について
6. 役員研修について

10/21 理事会開催の様子



令和4年度第4回理事会 12/7

1. 10月末残高試算表について
2. 諸規程等の一部改正について
3. 総代の選挙ならびに役員を選任について
4. 年末手当の支給について
5. 高性能林業機械等の更新について
6. 作業車の更新について
7. 加工施設の導入について
8. 山林の信託契約、取得について
9. 林道の維持管理について

役員視察研修

令和4年11月29日に、視察研修に行つて参りました。

近年、バイオマスエネルギー関連で、木材チップの需要が著しく高まっております。また、山離れが進んでおり、山を手放したいがどのようにすればよいかなどの相談があります。こういった問題に対し先進的に取り組んでいる、岐阜県の各団体へ役員が研修に行つて参りました。

視察先例 金山チップセンター

岐阜県下呂市の(株)金山チップセンター様では、木材チップの生産から販売に至るまでの取り組みについて勉強をさせていただきました。その背景には、智頭町森林組合が行っている林産事業の中で、施業において発生する林地残材を有効活用できないか調査検証を行う目的がありました。視察地では、取り扱う木材チップ、バークチップの原料の大半を国有林からの原木仕入で占めており、木材チップはこれまでの製紙工場への販売から、木質バイオマス発電所への燃料供給に推移しており、少量のバークチップは都市部の公共機関等多く利用していただいている状況でした。このような環境作りがなされた中で、経営をされている印象をもちました。取り巻く環境は違いますが、十分な資源を保有している智頭町にもあてはめられる部分があるのではないかと感じました。

視察先 岐阜県御嵩町様

岐阜県御嵩町では、行政と連携して森林組合が取り組んでいる森林経営信託制度について勉強をさせていただきました。この制度を運用するにあたり、信託事業に関わる法的知識、所有者との信頼関係等、様々な課題はございますが、智頭町で近年、不在村、後継者不足による山林離れが顕著となっている中、森林を守っていく為に、視察で学んだことを今後の事業運営に活かしていければと考えています。



(株)金山チップセンター河尻社長と役員研修に参加して頂いた皆様

森林整備事業の状況

今年度の森林整備事業の状況ですが、森林経営計画団地を中心に、鳥取県造林事業、智頭町美しい森林づくり基盤整備交付金事業等を活用し、事業を実施しているところです。

12月8日時点での実績は、間伐面積59ha、搬出材積9,556m³、森林作業道5,876mとなっています。直営班の作業としては、真鹿野・板井原地内で作業道開設・搬出間伐を行っております。また、令和4年1月～3月の積雪により智頭町内の山林での作業が行えない状況や、雪かきをしながら間伐作業を行った反省点を踏まえ、今年は岡山県での作業も進めております。

来年度は主伐再生林の計画もしており、次年度以降も続けていけるよう、取り組んでいきたいと考えています。



伐倒



造材



森林作業道開設



測量



作業前



作業後

加工センターの状況



組合の材で町内の大工さんが建てた用瀬の薬局

組合の材を使用して建てた鳥取市内のクリニック

2021年3月より始まったウッドショックも、少しずつではありますが落ち着きを見せています。その一方で、未だ構造用合板は右肩上がりで値上がりしています。

円安の影響により住宅資材（ユニットバス、トイレ、キッチン、アルミサッシ等）の値上がりも著しい中、住宅の新築着工棟数も少なくなるのではないかと予想をしていましたが、県内外より構造材、羽柄材を中心とした注文をたくさん頂くことが出来ており、中でも智頭町内の企業様の受注を9月ごろより多数頂いています。

県外ハウスメーカー様からもプレカット含め定期的に受注できおり、今後も良品、良材の納品に努め受注に繋げていきたいと思っております。



智頭町との意見交換会

令和4年7月22日(金)に当組合研修室にて、山村再生課、地域整備課と事業の取組みや要望などについて、意見交換を行いました。

組合からのテーマとして、物価高騰での支援要請、現行事業の取組み状況や課題点・今年度の事業計画の見直しや皆伐再造林への方向性。さらに、未復旧林道の対応や路網管理の在り方など情報交換が行われました。

さらに、令和4年11月24日(木)には、山村再生課と令和5年度に向けた意見交換として、県森林環境保全税から豊かな森づくり協働税新設に向けた今後の対応や放置森林解消に向けた取組み、美しい森林づくり基盤整

備事業の町補助率改正、智頭材搬出道維持改良支援事業【新規】についての意見交換が行われました。

なお、智頭材搬出道維持改良支援事業【新規】については、林道・森林作業道の維持管理に関わる要望が大きいことから現行制度の変更での新たな持続可能な山づくりの展開が期待されます。



ふるさと納税の宣伝

昨年度より智頭町ふるさと納税返礼品として、「無垢デスク」を製作しています。

材料には智頭杉を使用し、ハギ合わせ材で1台ごとに色合いや木目が異なるデザインとなっています。また、様々な用途で使えるよう、大きすぎず小さすぎず丁度良いサイズで、折りたたみができるところも好評です。

昨年は主に関東在住の方からのご注文でしたが、今年は近畿・中国地方の方からもご注文をいただくようになり、計24台が返礼品として贈られ、リモートワーク等にご使用いただいています。

※ふるさと納税とは、出身地や応援したい自治体に寄付をし、その返礼品として地域の名産品が贈られる制度です。

(横幅120cm、奥行き50cm)



「ふるさとチョイス」に掲載しております

林業体験 ワクワクちづ インターシップ



この研修を人生の糧にさせていただき、卒業時の進路は林業関係の仕事にぜひ就職してもらいたいです。

職場体験をしていただいた生徒の感想は「現場での緊張感を間近で感じた。学校で学んでいることよりもレベルが高く、危険な作業だと思いました。楽しかったが、体力、正確な作業が必要だと思います。夕方には、体力がなくなり疲れてしまいました。社会に出た時には周りの人たちと協力しながら仕事に取り組みたい。また、この研修で得たことを進路に役立てたい。」という事でした。

本年度も智頭中学校と、智頭農林高等学校から要請を受け、中学2年生3名5月16日から3日間と、森林科学科3年生2名が、8月1日から8日間、2年生2名が10月17日から5日間の職場体験を行いました。研修は、高性能林業機械への試乗やチェーンソーでの間伐木の伐採、玉切り、切り直し枝落とし作業を行いました。また、木材加工センターでは、モルダー加工、栈積作業をしました。

こども観光大使視察見学会



8月5日に特定非営利活動法人TOS S鳥取主催の鳥取県こども観光大使講座・すぎのまち体験を行いました。当日は小学生15名と保護者の皆様にご参加いただき、木材加工センターにて製材過程の見学や、智頭杉を材料とした椅子づくりを体験していただきました。限られた時間でしたが、実際に木材にふれながら、すぎのまち・智頭町について学んでいただくことができました。



総代・役員改選のご案内

現在の総代は令和5年3月31日、役員は令和5年5月開催の総代会をもって任期満了になります。それに伴い、改選日程のお知らせです。

<総代選挙日程>

・選挙の通知・広告	令和5年1月下旬（組合だよりに同封）
・選挙説明会（各集落の推進員を対象）※1	令和5年2月16日（木）（ひだまりホール）
・立候補届・推薦届締切	令和5年3月20日
・総代就任公告（組合の玄関に掲示）	令和5年3月21日
・総代選挙（定数を越えた場合だけ）	令和5年3月23日（別紙「総代選挙通知」のとおり）
・総代任期満了	令和5年3月31日
・新総代就任（3年間）	令和5年4月1日

<役員選挙日程>

・選挙の通知・広告	令和5年1月下旬（組合だよりに同封）
・選挙説明会（各集落の推進員を対象）※1	令和5年2月16日（木）（ひだまりホール）
・役員候補者承諾届締切	令和5年4月9日
・役員推薦会議（各地区3名）	令和5年4月10日（月）（智頭町森林組合）
・役員選挙（書面・代理はできない）	令和5年5月下旬（通常総代会）
・役員任期満了	令和5年通常総代会終結後
・新役員就任（3年間）	令和5年通常総代会承認終結後
・役員就任公告（組合の玄関に掲示）	

※注1 同じ会議

※注2 総代と役員は兼ねることができない

組合員の皆様へ

○相続について

組合員の死亡等による名義の変更が発生した場合には、手続きが必要です。

届出用紙が組合にありますので、必要な方はご一報ください。

（組合員の届出は2年以内をお願いいたします。）

○森林の土地の所有者届制度について

平成23年4月の森林法改正により平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になりました。

また、土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村長に届出する必要があります。

